

意見提出者	富士通株式会社
-------	---------

1. 項目	建設業法における技術者配置基準の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建設業法において、請負業者には技術者を配置することが義務付けられており、公共性のある工事については工事一件の請負金額が 2500 万円以上（建築一式工事の場合は 5000 万円以上）の場合、当該技術者は当該工事に専任としなければならない、金額の大小に応じて、技術者費用が大きく異なる。</p> <p>しかし、請負金額により技術者の専任要否を決定することは、以下の例のように妥当でない場合がある。</p> <p>（例） 高額の情報処理機器の販売とともにその据付工事を請け負う場合</p> <p>→ 機器費と工事用の部材費、労務費が合算されたものとなるため、据付工事が軽微なものであっても、合算金額が 2500 万円以上となる場合には、請負事業者は専任の技術者を配置せざるを得ない。</p> <p>また、その技術者費用は請負金額に転嫁されるため、最終的には、発注者がその技術者費用を負担することになるため、ICT の利活用を阻害する一つの要因になる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第26条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容） 建設業法に基づく技術者の専任要否の判断基準を、機器費を除いた工事作業部分とすべき。</p> <p>（提案理由） 現行の制度は、請負金額が高額なものであれば、その工事の危険性や社会的な重要性も高いという判断から「請負金額」に応じて技術者専任を求めるとしたものであると思われる。しかし、上記提案のように実質的な工事部分の金額を、技術者専任の判断基準としても、法の目的を逸脱するものではなく、また発注者の導入コストを低減させることができ、結果的にはICT利活用の促進にも寄与する。</p>